

34の国・地域で導入／世論も「容認」

「同性婚認めぬ法」が奪うもの

「社会が変わってしまう」発言きっかけ 法整備に注目

同性婚が政治の焦点になっている。同性婚を認めれば「社会が変わってしまう」と岸田文雄首相が発言したことがきっかけだ。司法の場では、同性婚を認めていない現在の法制度を「憲法違反にあたる」と主張する訴訟が各地で起きています。世界で認められる動きが広がるなか、日本国憲法との関係を考える。

同性婚訴訟の3地裁判決のポイント

- ◆ **札幌地裁** (2021年3月17日)
婚姻によって生じる法的効果の一部すらも法的に与えられないことについて
立法府の裁量権の範囲を超えている
憲法14条1項に違反する
- ◆ **大阪地裁** (2022年6月20日)
社会の中でカップルとして公に認知されて共同生活を営める利益を享受する必要がある
(現段階では民法などの規定について)どんな制度が適切かという国民的議論は尽くされていない
憲法24条2項に違反するとは認められない
- ◆ **東京地裁** (2022年11月30日)
家族になる法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存への重大な尊厳・障害
個人の尊厳に照らし合理的な理由があるとはいえない
憲法24条2項に違反する状態にある



インテリティーの存在を否定するに等しい」と訴えた。

首相は「言語道断の発言だと荒井氏をすぐに軍送したが、差別発言は首相が同性婚を認めれば家族観や価値観、社会が変わってしまう課題」と衆院予算委員会で答弁したところの補足説明だった。寺原弁護士は首相発言について「差別発言と通じるものがある。性的マイノリティーや同性カップルに対する偏見、無理解だと語る。

衆院憲法審査会で

政界でも同性婚への注目度が高まるなか、今国会で初の衆院憲法審査会が3月2日に開かれた。大規模自然災害やテロ・内乱、感染症蔓延などの緊急事態を想定し、衆院解散後も議員の任期を延長できるように憲法を改正することに議論は集中し

動き鈍い政府 司法から相次ぐ警告

だが、立憲民主党の吉田晴美氏が同性婚を取り上げた。

「LGBTの理解増進に併せて同性婚を可能にしなければ、差別は解消しないと考える。理解は示すけれども、結婚はできないというのは、法の下での平等を定めた憲法14条に反するのではないかと。LGBTの方々の自由、幸せを追求する権利を私たち政治家が奪ってはならないか」

吉田氏は、憲法にも関係する同性婚の問題を、憲法審査会の場で議論すべきだと主張した。憲法審査会への首相出席も求めたが、森英介会長は「憲法審査会は政府と議論する場ではない」と反対した。憲法審査会で同性婚の憲法問題を調査する方向へと議論は深まらなかった。

「LGBT理解増進法案」について、首相は水面下で自民党の茂木敏充幹事長に対して、提出に向けた準備を急ぐよう指示

しているが、具体的な動きは進んでいない。

自民党内には、伝統的な家族観を重視する保守系議員が多く、同性婚などに否定的なためだが、首相が率先して理解を求めようとする気配もない。

個人の尊厳脅かす

そうした現状に対して、司法からは警告が相次いでいる。「結婚の自由をすべての人に」訴訟と呼ばれる札幌や東京、大阪、名古屋、福岡の各地裁での集団訴訟だ。裁判では、同性婚を認めていないことが、法の下での平等を保障する憲法14条や、婚姻の自由や家族生活での個人の尊厳と両性の本質的平等を定めた憲法24条に違反するのかが争われている。

札幌、大阪、東京の各地裁で判決が出ており、24条は異性婚

を想定しているものの、同性婚を禁じるものではないという点では一致している。

札幌地裁は2021年3月、「憲法14条に違反している」と認めた。「異性愛者と同性愛者の違いは、人の意思によって選択・変更し得ない性的指向の差異でしかない」と指摘。婚姻の法的効果の一部すらも同性愛者に与えられていないのは、合理的根拠を欠く差別的な取り扱いだと結論づけたのだ。

22年6月の大阪地裁判決は「合憲」と結論づけたものの、同性愛者が共同生活を営める利益を実現する必要があると指摘したうえで、「社会状況の変化によっては、同性婚について法的措置がとられていないことが将来、憲法24条2項に違反する可能性はある」と言及した。

将来の違憲の可能性ではなく「憲法24条2項に違反する状態にある」とさらに踏み込んだのが、22年11月の東京地裁判決だ。「同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威・障害だ。個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえない」とした。

東京訴訟の弁護団共同代表を務める寺原弁護士は言う。

「同性愛者だから結婚できなくても仕方がない、という社会でいいのか。司法も警鐘を鳴らしている。首相のリーダーシップ、法律を作る政治家の責任が問われている」

ケンボウさん
日本国憲法が公布された1946年11月3日生まれ



憲法14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

憲法24条2項 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。